

四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第33号

四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年四日市市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(通行障害建築物の要件の特例)</u></p> <p>第2条 <u>省令第3条の規則で定める場合は、建築物の敷地の地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。次項において同じ。）が前面道路の路面の中心より低い位置にある場</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

合とする。

2 省令第4条の規則で定める距離は、政令第4条各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める距離に地盤面から前項の路面の中心までの高さに相当する距離を加えたものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第3条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会(以下「耐震判定委員会」という。)が建築物の耐震診断(法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。)について、法第12条第1項に規定する技術指針事項(以下「技術指針事項」という。)に基づき判定した書類(以下「耐震診断の判定書」という。)の写し、又は一般財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」又は「精密診断法」(「時刻歴応答計算による方法」を除く。)によって木造住宅の耐震診断を行うときは、複数の省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者で構成され

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第2条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会(以下「耐震判定委員会」という。)が建築物の耐震診断(法第2条第1項に規定する耐震診断をいう。以下同じ。)について、法第12条第1項に規定する技術指針事項(以下「技術指針事項」という。)に基づき判定した書類(以下「耐震診断の判定書」という。)の写し。ただし、この規則の施行の日前に行った耐震診断において、耐震診断の判定書の交付を受けなかった場合は、耐震診断の判定書と同等の効力を有すると市長が認めるもの

る団体の耐震診断の判定書の写し。
ただし、この規則の施行又は適用の
日前に行った耐震診断において、耐
震診断の判定書の交付を受けなかつ
た場合は、耐震診断の判定書と同等
の効力を有すると市長が認めるもの

(4) 及び (5) (略)

第 4 条 (略)

第 5 条 (略)

第 6 条 (略)

第 7 条 (略)

第 8 条 (略)

第 9 条 (略)

(建築物の地震に対する安全性に係る
認定の申請書に添付する書類)

第 10 条 (略)

2 省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定す
る規則で定める書類は、第 3 条に規定
する書類及び前項に規定する建築物現
況調書とする。

3 (略)

第 11 条 (略)

第 12 条 (略)

(4) 及び (5) (略)

第 3 条 (略)

第 4 条 (略)

第 5 条 (略)

第 6 条 (略)

第 7 条 (略)

第 8 条 (略)

(建築物の地震に対する安全性に係る
認定の申請書に添付する書類)

第 9 条 (略)

2 省令第 33 条第 2 項第 1 号に規定す
る規則で定める書類は、第 2 条に規定
する書類及び前項に規定する建築物現
況調書とする。

3 (略)

第 10 条 (略)

第 11 条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第15条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、第4条に規定する書類とする。

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類)

第14条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、第3条に規定する書類とする。

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第1号様式から第10号様式までを次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

取 下 届

年 月 日

所管行政庁
四日市市長

届出者（認定事業者）
住 所
氏 名 印

下記の建築物の耐震改修の計画の認定申請を取り下げたいので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第6条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 3 申請を取り下げる理由

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 届出者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 受付欄

※ 受付欄

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

所管行政庁

四日市市長

印

下記の建築物の耐震改修の計画の認定申請については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第7条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 申請に係る建築物の概要
 - ① 用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項
- 5 認定しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

第3号様式（第8条関係）

取りやめ届

年 月 日

所管行政庁
四日市市長

届出者（認定事業者）

住 所

氏 名

印

下記の認定建築物の耐震改修の計画に基づく耐震改修を取りやめたいので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 認定建築物の耐震改修の計画の認定番号
第 号
- 2 認定建築物の耐震改修の計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
四日市市
- 4 建築物の耐震改修を取りやめる理由

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 届出者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 受付欄

※ 受付欄

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定事業者

様

所管行政庁

四日市市長

印

下記の理由により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定に基づき、下記の認定建築物の耐震改修の計画についてその認定を取り消しましたので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第9条の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 認定建築物の耐震改修の計画の認定番号
第 号
- 2 認定建築物の耐震改修の計画の認定年月日
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 認定を取り消した理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

建築物現況調書

年 月 日

（第1面）

この調書に記載の事項は、事実と相違ありません。

調査者 住 所

氏 名

印

氏名及び資格	氏名 資格 () 建築士 () 登録 第 号
勤務先	建築士事務所の名称 () 建築士事務所 () 登録 第 号 建築士事務所の所在地 連絡先 電話番号

調査対象建築物の概要

所有者の住所 及び氏名	住 所 氏 名
地名地番	
階 数	地上 階 地下 階 塔屋 階
延 べ 面 積	
建 築 面 積	
構 造	造一部 造
用 途	

(注) 次の図面等を添付してください。

- 1 調査者である建築士の建築士法（昭和25年法律第202号）第5条第2項に規定する建築士免許証の写し
- 2 調査対象建築物の付近見取図、配置図、各階平面図および求積図
- 3 調査対象建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の確認済証（同法第6条の2第1項又は第18条第3項の確認済証を含む。）及び同法第7条第5項の検査済証（同法第7条の2第5項の検査済証を含む。）の写し

(第2面)

建築物の現況と新築、増築、改築、修繕、模様替又は耐震改修（以下「建築等」という。）をしたときの設計図書との照合状況

調査実施年月日	年 月 日				
	建築等の区分	建築等の年	確認済証及び検査済証の番号及び年月日	照合状況	
				照合した図面等	照合結果
建築基準法第7条第4項に規定する検査の日以降の建築等の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 耐震改修	年	確認済証 第 号 年 月 日 検査済証 第 号 年 月 日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外の建築等		<input type="checkbox"/> 整合 <input type="checkbox"/> 不整合 <input type="checkbox"/> 不明
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 耐震改修	年	確認済証 第 号 年 月 日 検査済証 第 号 年 月 日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外の建築等		<input type="checkbox"/> 整合 <input type="checkbox"/> 不整合 <input type="checkbox"/> 不明
	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 耐震改修	年	確認済証 第 号 年 月 日 検査済証 第 号 年 月 日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外の建築等		<input type="checkbox"/> 整合 <input type="checkbox"/> 不整合 <input type="checkbox"/> 不明
調査結果	<input type="checkbox"/> 違法な建築等がされていない <input type="checkbox"/> 違法な建築等がされている				
備考					

(第3面)

現況調査の実施状況

	調査項目	不具合箇所の有無	不具合内容の説明
調査状況	地盤の沈下等による不陸、傾斜等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	組積造、コンクリートブロック造の 塀等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	擁壁の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	広告塔等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	基礎の沈下、劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	土台の沈下、劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	躯体（外壁）の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	外装仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	屋根の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	躯体（室内の壁）の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	室内の壁の仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	躯体（床）の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	床仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	躯体（天井）の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	天井仕上げ材の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	バルコニー等の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	階段の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
	その他の劣化及び損傷	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 該当なし	
調査結果	<input type="checkbox"/> 耐震性能が低下するような著しい劣化、損傷等なし <input type="checkbox"/> 耐震性能が低下するような著しい劣化、損傷等あり		
備考			

(注) 調査対象建築物の外壁及び屋根の状態を確認できる写真を添付してください。

(第4面)

耐震関係規定の適合状況

省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添付して認定の申請をする場合	現行の耐震関係規定に <input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合していない
省令第33条第2項第2号に掲げる方法により認定の申請をする場合	昭和56年6月1日以降におけるある時点の耐震関係規定に <input type="checkbox"/> 適合している <input type="checkbox"/> 適合していない
備考	

(備考)

この第4面は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項第2号に掲げる書類を添付して建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第1項の規定に基づく認定の申請をし、又は同令第33条第2項第2号に掲げる方法により同法第22条第1項の規定に基づく認定の申請をする場合に記入してください。

取 下 届

年 月 日

所管行政庁
四日市市長

届出者（認定事業者）
住 所
氏 名 印

下記の建築物の地震に対する安全性に係る認定申請を取り下げたいので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第12条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 3 申請を取り下げる理由

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 届出者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 受付欄

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

所管行政庁

四日市市長

印

下記の建築物の地震に対する安全性に係る認定申請については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第13条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 申請に係る建築物の概要
 - ① 用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項
- 5 認定しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

認定取消通知書

第 号
年 月 日

認定事業者

様

所管行政庁

四日市市長

印

下記の理由により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条の規定に基づき、下記の建築物の地震に対する安全性に係る認定についてその認定を取り消しましたので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第14条の規定に基づき、これを通知します。これにより、認定通知書はその効力を失います。

記

- 1 建築物の地震に対する安全性に係る認定の認定番号
第 号
- 2 建築物の地震に対する安全性に係る認定の認定年月日
年 月 日
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 認定を取り消した理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

取 下 届

年 月 日

所管行政庁
四日市市長

届出者
住 所
氏 名 印

下記の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請を取り下げたいので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第17条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 3 申請を取り下げる理由

(注意)

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 届出者氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

※ 受付欄

認定しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

所管行政庁

四日市市長

印

下記の区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定申請については、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項の規定による認定をしないこととしたので、四日市市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第18条の規定に基づき、これを通知します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 申請者の住所
- 3 申請に係る建築物の位置
四日市市
- 4 申請に係る建築物の概要
 - ① 用途
 - ② 延べ面積
 - ③ その他の事項
- 5 認定しない理由

(教示)

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、四日市市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、四日市市（訴訟において四日市市を代表する者は四日市市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)